

「これからのエネルギーを考える」 第6回

とらばば

こんにちは、「とらばば」です。今回で6回目となりますが、これまでに

- ・エネルギーとは
- ・再生可能エネルギーとは
- ・太陽光発電とは
- ・太陽光発電の具体的な収支について

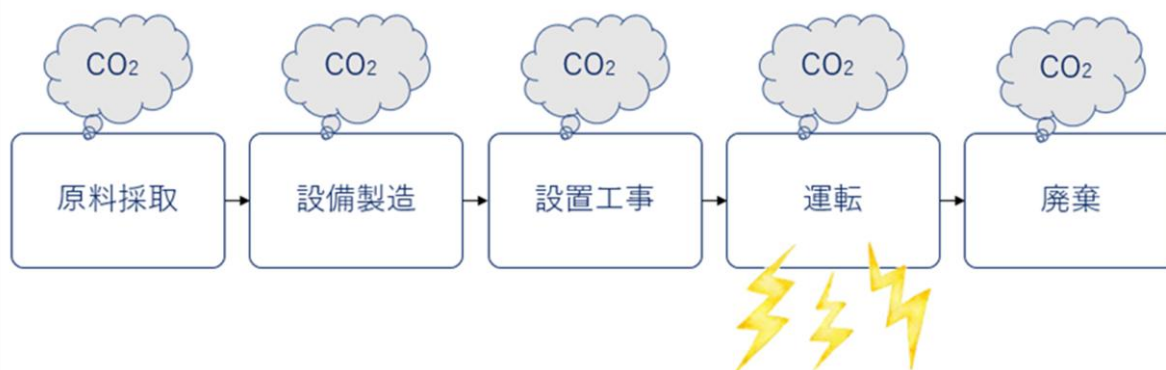
といったことでお話をしてきました。

今回は太陽光発電の「環境性」について触れたいと思います。

1. 「ライフサイクル」と「CO2 排出原単位」

すべての生物や製品、プロジェクトなどには誕生から終わりを迎えるまでの過程があり、この全体の流れを「ライフサイクル」といいます。

発電というと発電設備を作り、設置して、必要に応じて原材料を投入しながら運転することで電気を取り出し、寿命が来たら廃棄する、という流れが「ライフサイクル」になります。



「ライフサイクル」の過程で環境に負荷を与えたり、CO2 などの温室効果ガスを出してしまうわけですが、その「ライフサイクル」のなかでできる限り環境負荷や温室効果ガスが少なく、たくさんの電気を取り出せる発電方法が効率的な発電方法といえますよね。

さまざまな発電方法の効率性を比較するため、排出する温室効果ガスを総発電量で割った値である「CO2 排出原単位」という数値を使います。

2. さまざまな発電方法の「CO2 排出原単位」

太陽光発電で考えると、太陽光パネルのシェアはほぼ中国となっており、機器を作って輸入し、設置するまでのプロセスで温室効果ガスが出ます。しかし、運転時には太陽光をエネルギー源とするため、温室効果ガスを排出しません。あとは災害が起こった時や廃棄時に、廃棄物の保管場所といった環境負荷が考えられます。

水力発電や風力発電についても太陽光と同じく、運転の前後のプロセスでは環境負荷や温室効果ガスを発生させますが、運転時には温室効果ガスを排出しません。

化石燃料を使った発電で考えると、太陽光発電と同様に機器輸送、設置までのプロセスで温室効果ガスを出し、さらに運転時にも化石燃料を燃やすことで温室効果ガスや燃料に含まれる重金属などを排出します。夜間や天候の悪い時でも発電でき、たくさんの電気を取り出せるメリットがありますが、災害時や廃棄時の環境負荷は発生します。

原子力発電のように放射性物質をもったゴミがでることで、環境への負荷も小さくないことも問題です。

それぞれの発電方法のライフサイクルにおける「CO2 排出原単位」を比較すると、

太陽光発電	約 17～48g-CO2 排出
化石燃料火力発電の平均	約 690g-CO2 排出（石油、石炭、天然ガスなど）
（出典：中央環境審議会 地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会」ほか）	
原子力発電	約 19g-CO2 排出（出典：電気事業連合会）

となっており、再エネによる発電は化石燃料を使う発電に比べて、大幅に CO2 排出量が少ないことがわかります。

なお、「原子力発電」については放射性廃棄物の処分や廃炉も考慮した数値として公表されていますが、廃棄物そのものの環境負荷・リスクを考えると、単純比較は難しいと私は考えます。

「CO2 排出原単位」が少ない太陽光発電ですが、その環境性を語るときに廃棄物問題を避けて通ることはできません。どのような問題が懸念されており、どのような対策を行うべきなのか、次回は太陽光パネルの廃棄問題について考えてみましょう。

『鉄管の中の蛇』

ひょうご消費者ネット 副理事長 大石 貢二

今回は、前回の刑事合議部の左陪席に入ってから経験をしたことの後半部分を書いております。



次は、被告人質問の問題についても貴重な勉強をしました。当事者主義をとる刑事訴訟では、本人質問は両当事者側である検察官と弁護人の方でやった後で、裁判官は補充的に少し聞くという形が多いですけど、その裁判長は、少し問題のある事件では3時間も4時間もかけて聞くということが時々ありました。私は余り経験がなかったので、現在の刑事訴訟法の原則からいうと、そこまでするのが相当であるかと、よく議論したこともあります。この質問では、裁判長は事前に記録を文字通り隅から隅まで徹底的に読んでおられ、被告人がこれと食い違う発言をすると、それと合わない証拠があることを告げ、説明を自分が納得するまで求めることがよくありました。ある殺人未遂事件では、起訴の時から、その動機は、被告人の甥である被害者が就職しないで、ぶらぶらしているのをいくら注意しても聞かないため、立腹して包丁で刺したというのですが、記録の中の被害者の供述などに、甥が睡眠中に陰部付近を叔父の被告人に触られたという供述があったことなどから、この点を裁判長が詳しく質問している内に、被告人は甥が男色行為に応じないことに立腹して、カッとなってしまい、包丁で刺す行為をしてしまったと述べ出し、この供述内容に従って、犯行動機が起訴時のものと換えられたことがあり、仰天したことがありました。また、ある法廷に先生に引率されて

中学生が多数傍聴に来ていたことがありました。審理が終わってから、一旦退席した後、生徒達からの要望で、私と右陪席裁判官が法廷に戻り、裁判についての生徒達からの質問に答えていましたが、その中で一人の生徒から、裁判長は、裁判の初めに、被告人に対して「言いたくないことは、言わなくてもいい」と言われたのに、言いたくなさそうな態度を取っている被告人に、裁判長はどんどん聞いていましたが、あれは許されるのですか、という趣旨の質問がありました。これに対して、右陪席裁判官は、刑事裁判は真相を知った上で、行われることが必要であり、被告人も真実を述べることを求められることを本心では望んでいるのですよ、という趣旨の説明をしていました。私自身も、この裁判長の法廷での詳細な質問について、後に何人かの弁護士から被告人が充分聞いてもらったという気持ちになって満足していると聞いたことがありました。こういう経験の中で、事実認定をする場合には、間違いがあってはなりませんから、徹底的に事実近づこうとして、真剣に取り組む姿勢を教えられました。その裁判長の先に述べました被告人質問のやり方は、一面では、被告人にとっては全部聞いてくれたといいますか、自分の言いたいことを言えたという効果があるし、他面では、裁判官自身の心証を得るのに役立つという考えからと知りました。そういう点で、私は生意気な若い時分だったので、よくその方法に疑問を言ったこともありましたが、こういうことから、自分が納得する基準について、それ以前に考えていたものより高く、言い換えるともっと徹底しなければいけないんだということを、その裁判長の姿勢から学んだのでした。それだけ時間を掛けて審理すると、通常の開廷時間の午後 5 時を過ぎて続けることもあり、これでいろいろなところに迷惑をかけてしまい、不満が出てくることもあったのですけれど、そうであっても、納得を得るためにはやはりするべきで、特に証人尋問では、もう一回証人に来てもらうのは気の毒だからちょっとぐらい遅くなってもやり終えるという姿勢を貫いておられました。このような姿勢は私のその後の裁判官の姿勢に影響を受けました。

この裁判長は、私生活でも大変印象深い方でした。先ず酒豪で、奥さんからお聞きしたのですが、晩酌で日本酒を何時も 5 合位飲まれるそうで、帰宅するとまず入浴され、晩酌が終わると直ぐ寝られるようで、いびきが酷いので、2 階の奥の部屋で寝られ、奥さんが 1 階で寝られることにしていたそうです。そして、翌朝 3 時頃に起きられ、出勤時間まで記録を読むなどの仕事をするのを日課にしておられたということでした。私自身も仕事を終わってから、いろんな飲み屋に連れて行って下さい

ました。印象に残っているのは、当時いわゆる「アルサロ」と言われていた飲食店に行ったところ、何人かのホステスが寄って来て「あー、裁判長が来てはる」と言いながらサインを求められたら、少しも慌てず、「よし、よし」とか言われながらサインをしておられたことや、飲み屋の店主に頼んで花札でインチキ賭博をする実演をして貰って驚いたことなどがありました。また、裁判長は、大変英会話に堪能で、そのことから、日本国内、国外でいろいろな経験をされたことも聞きました。一つ記憶に残っているのは、ロンドンの法廷を見学していた時、陪審法廷の内部の状況に興味を持ち、メモしていたところ、警備の人が来て、メモは許されないので、提出するよう求められましたが、とっさの思い付きで、この用紙の表は貴重な領収書なので、裏は提出するとしても、表は返すように頼んだところ、警備の人は驚いて裁判長の所に相談に行き、特別に許されたと言って、返してくれたというお話でした。また、趣味で自宅にさつきなど種々の盆栽を広い庭一杯に育てておられ、毎年5月には、その観賞をして祝杯を挙げる会を催しておられたようで、私もその会に一度呼んで頂き、その木々の多さと美しさに感動しました。

このように、裁判長が実にいろいろな楽しみを持っておられるのを知り、驚きました。裁判長がある時、「裁判官も仕事を終われば、一市民じゃ」と言われたのを覚えています。このような考えで「仕事を終わってから」自由にいろいろなことをやられることが、先のように多くの事件を担当しながら、一件一件の処理に実に精力的に取り組まれている、原動力になっている気がしました。また、そのことから、人や社会を広く知ることに繋がるのですよ、と教えられている気がしたのでした。裁判長の行動から、自分がこれから裁判官としてどう生きて行くべきかを真剣に考えさせられたのでした。

この一年間で、この度量の広い裁判長の下で、実際に多くの刑事事件を真剣に考えて審理に臨み、主任として気持ち良くかなりの数の判決起案をして、貴重な経験をすることができました。

(次号に続く)

理事就任のごあいさつ

司法書士 来住 恵津子

第19回通常総会において理事に就任いたしました来住恵津子と申します。

ひょうご消費者ネットには今回初めて参加させていただきます。

消費者問題との関わりは、平成24年に近畿経済産業局で消費者相談員として勤務したのが最初でした。そこで、消費者問題の歴史 — 今まで様々な消費者被害があり、その被害を防ぐためそして被害回復のために消費者関連法がつくられて現在に至ることを知り、初めて法律を身近に感じ、消費者問題と法律との関係に興味をもちました。その後、大阪にある公益財団法人関西消費者協会において、消費者専門誌「消費者情報」の企画・編集業務に従事しておりましたが、ひょうご消費者ネットの前理事である原田修身氏はその時の上司にあたり、大変お世話になりました。私が企画したものの一つに「消費者団体訴訟制度」があります。消費者問題の根幹の一つである、一人当たりの被害額が少額のために被害回復が難しく泣き寝入りする事案への解決のために新しく制定された制度であり、広く認知され活用されることを期待して特集を組んだ記憶があります。

法的な側面から消費者を支えたいとの気持ちから司法書士の勉強を始めたため、しばらく消費者問題からは離れておりました。このたび、理事という立場でひょうご消費者ネットに参加することができ大変感謝するとともに改めて身の引き締まる思いです。微力ながらも貢献できるよう努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。





理事退任のごあいさつ

関西消費者協会 原田修身

就任からこの間、コロナ禍や自身の体調不良もあり、理事としての役割が果たせずにきましたこと誠に申し訳ない気持ちでいっぱいです。これからは一会員として団体の活動を見守っていきたいと思っています。

団体設立20周年を先に控え、消費者の利益の代弁者として、次の20年に向け、ますますのご発展をご祈念いたします。

兵庫県生活協同組合連合会 元専務理事 江見 淳

この度、理事を退任いたしました、兵庫県生協連合会の江見淳です。二年間の短い間でしたが、お世話になりありがとうございました。私はひょうご消費者ネットの設立の頃、コープこうべの環境推進部署でしたが、消費者市民社会づくりにおけた消費者の力として重要な団体となると聞き、さまざまなセミナーに当時の組合員理事とともに参加していたことを思い出します。その後消費者庁が出来、エシカル消費という言葉が聞かれるようになりましたが、消費者が解らぬように搾取する方法は巧妙複雑化してきています。人の尊厳を守る、真の民主主義を目指す歩みを加速させるよう、私も消費者のひとりとして、これからも注視していきます。

これからも頑張って、楽しく行きましょう！



検討委員就任のごあいさつ

消費生活相談員 吉富 順子

皆様、はじめまして。消費生活相談員の吉富順子です。この度、先輩からバトンを引き継ぐ形で検討委員会に参加させていただくことになりました。

私は西宮市消費生活センターの相談員として9年目になります。相談員になるきっかけは、20年ほど前に買い物で訪れたコープこうべに置かれていた、「消費生活アドバイザーネットワーク」という団体の資格取得に関するチラシでした。ホテルでの接客やパソコンソフトメーカーでのユーザーサポートに携わっていたため、企業と消費者の橋渡し役として必要な知識が得られそうだと、消費生活アドバイザーの仕事に興味を持っていました。そして、数年を経た育児中に、「第二の人生の糧になれば」と資格取得講座で学びました。先生やチューターの皆様の熱いご指導のお陰で、2013年に消費生活アドバイザー試験に無事合格でき、翌春から近畿経済産業局で“相談員人生”をスタートし、2017年に西宮市消費生活センターに移り、現在に至ります。未経験のため大変な時もありましたが、先輩方が手取り足取り教えてくださり、落ち込んだ時には励ましてくださり、今までやっていくことができました。

検討委員会メンバーに参加させていただくことは身が引き締まる思いです。果たしてお役に立てるのかと緊張もしておりますが、センターでの経験や気づきを委員会での活動にいかせるよう精進させていただきます。まだまだ未熟ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

自己PRのようになってしまいましたが（笑）、趣味は水泳、サウナ、神社仏閣&和菓子屋巡りです。ストレスが溜まる仕事ですが、解消しつつ楽しく過ごしていきたいです♪



検討委員退任のごあいさつ

消費生活相談員 石橋 佳子

本年3月で検討委員を退任いたしました石橋です。

検討委員会の先生方には、多くのことをご教授いただきまして、本当にありがとうございました。検討委員を務めさせていただき、消費者被害の防止に少しでもお役に立てたのであれば幸いです。今後も一相談員として、ひょうご消費者ネットの活動に参加させていただきたいと思います。

事務局の皆様にもいろいろとお世話になりました。

ありがとうございました。



2025 年度(第 19 回)ひょうご消費者ネット通常総会報告



鈴木尉久理事長

令和 7 年 6 月 21 日(土)、神戸市教育会館において、ハイブリッドにて 2025 年度通常総会を開催しました。

鈴木尉久理事長の開会挨拶の後、来賓である、兵庫県県民生活部県民躍動課、三田昌子消費政策官よりご挨拶を賜りました。

審議事項については、正会員総数 112 名のうち、現地出席 23 名、委任状出席 33 名、表決権行使 23 名(オンライン出席 9 名含む)、計 79 名の出席により、定足数を満たし、全ての議案に対し賛成が得られ、異議無く承認可決されました。



三田昌子消費政策官

第1号議案:令和6年度事業報告承認の件	賛成多数で承認可決
第2号議案:令和6年度決算報告承認の件	賛成多数で承認可決
第3号議案:役員選任の件	賛成多数で承認可決

報告事項として、令和7年度の事業計画及び活動予算についての説明を行いました。

総会終了後は、平田元秀弁護士(悪質水道工事被害対策姫路弁護団 事務局長、当団体正会員)を講師に迎え、ミニシンポジウム「悪質水道工事訴訟報告～神戸発の水回りレスキュー商法」を開催しました。予期せぬ水回りトラブルに見舞われ、急迫している消費者につけ込み、過大な代金を請求する「ぼったくり商法」を違法とする弁護団の闘いの経緯が語られました。膨大な証拠を調査・分析して悪質業者の実態を明らかにした弁護団の粘り強い主張が、第一審判決でのほぼ全面勝訴につながりました。

また、同弁護団団長の山崎省吾弁護士は、悪質なレスキュー商法への規制立法を望むと熱弁されました。



平田元秀弁護士

ひょうご消費者ネット事務局



山崎省吾弁護士